

2022 年 9 月 26 日

11 月祭事務局

第 64 回 11 月祭 全面禁酒細則

1. 目的

本規則は、新型コロナウイルス感染症の感染を防止すること、また第 64 回京都大学 11 月祭に関する飲酒事故の発生を防ぐことを目的とするものであり、以下に定める事項についてもすべてこの目的に適うように解釈・運用を行なう。

2. 適用範囲

本規則の適用範囲については以下のように定める。

A) 期間

第 64 回京都大学 11 月祭期間中およびその片付け日。具体的には 11 月 19 日の 0 時から 11 月 23 日の 24 時までである。

B) 場所

11 月祭の会場内。具体的には、吉田南構内(ただし、吉田寮を除く)と西部構内の屋外部分・総合体育館館内とする。本部構内・京都大学周辺の歩道についても、これに準じた扱いとする。

C) 対象者

本規則適用期間中に本規則適用場所内にいる 11 月祭に関わる全ての者を対象とする。

3. 禁止行為

本規則において規制する行為は以下の五つである。

- A) 11 月祭期間中の会場内における飲酒
- B) 11 月祭期間中の会場内における酒類の提供
- C) 11 月祭期間中の会場内への酒類の持ち込み
- D) 11 月祭期間中の会場内における酒類の保管・所持
- E) 飲酒者の 11 月祭会場への立ち入り

以上五つの行為を全面的に禁止し、違反者には以下に定める罰則を適用する。

なお、酒類の保管・持ち込み・所持については、業務・研究等の正当な目的をもって行なっていることを 11 月祭本部が認識しているものについては規制の対象外とする。

(別紙 1)

4. 罰則

原則に定めた四つの行為についてそれぞれ以下のような罰則を科す。

A) 11 月祭期間中の会場内における飲酒

(ア)発見された酒類はその場で一時預かりを行なう。その際身分証の提示を求めるが、提示がなされなかった場合には酒類は没収となる。

(イ)当該行為者に対しては 11 月祭において全面禁酒が実施されていることを説明して飲酒行為をやめるよう注意し、従わない場合にはその時点からの 11 月祭への入場券の効力を停止し、11 月祭会場内からの退去を求める。

(ウ)当該行為者が企画参加者である場合、注意に従わない場合は当該行為者が参加者として登録されている全ての企画の出展を即座に停止する。

(エ)当該違反行為が特定の企画の開催場所で行われ、企画側が飲酒を行うための場として開催場所を提供したと認められる場合には、その企画に対し、当該企画の参加者が違反行為を行なった場合と同様の罰則を科す。

B) 11 月祭期間中の会場内における酒類の提供

(ア)発見された酒類はその場で一時預かりを行なう。その際身分証の提示を求めるが、提示がなされなかった場合には酒類は没収となる。

(イ)当該行為者に対しては 11 月祭において全面禁酒が実施されていることを説明して提供行為をやめるよう注意したうえで、従わない場合にはその時点からの 11 月祭への入場券の効力を停止し、11 月祭会場内からの退去を求める。

(ウ)当該行為者が企画参加者である場合、注意に従わない場合には出展企画を特定したうえで、当該行為者が参加者として登録されている全ての企画の参加者についてただちに次年度 11 月祭における企画出展権を停止する。また、当該行為者が参加者として登録されている全ての企画を即時に開催停止とする。

(エ)当該違反行為が特定の企画の開催場所で行われ、企画側が酒類提供を行うための場として開催場所を提供したと認められる場合には、その企画に対し、当該企画の参加者が違反行為を行なった場合と同様の罰則を科す。

C) 11 月祭期間中の会場内への酒類の持ち込み

(ア)飲酒行為との区別が難しい場合があることから、A)に定めた罰則に準ずるものとする。

D) 11 月祭期間中の会場内における酒類の保管・所持

(ア)飲酒行為や持ち込み行為との区別が難しい場合があることから、A)に定めた罰則に準ずるものとする。

(別紙 1)

E) 飲酒者の 11 月祭会場への立ち入り

(ア) 当該行為は、これを禁止する。具体的には、11 月祭会場外で同日内に飲酒をした者が 11 月祭会場に立ち入ることを禁止する。

(イ) 受付時等において、お酒の匂いがする、顔が明らかに赤い、呂律が回っていない、足下がおぼつかない等、飲酒の疑いがある者に対してアルコール検知器による検査を実施する場合がある。

(ウ) 制止されたにも関わらず会場に立ち入ろうとする者、悪質だと判断される者については 11 月祭への入場券の効力を停止するものとする。

F) 補則

注意に耳を傾けずさらに違反行為を続ける、暴力行為をちらつかせるなど悪質な反応をする個人・団体に対しては、周囲の来場者の安全の確保を最優先に行動する。

また、上記罰則で対応できない場合には、個別の事情を勘案の上、必要であれば酒類の一時預かり措置等を行ないつつ当該個人・団体には 11 月祭会場内からの退去を求める。

なお、企画出展者の違反行為については保証金没収の対象となる場合がある。

5. 一時預かり

A) 11 月祭期間中に 11 月祭会場内で発見された酒類についてはすべて一時預かり処置を行なう。

B) 一時預かりを行なう際、所有者がはっきりしていれば所有者に身分証の提示を求める。また、その際に廃棄希望か返却希望かの選択を行なってもらう。

C) 一時預かりの対象となった酒類は 11 月祭終了まで 11 月祭本部にて保管する。ただし、廃棄希望とされたものや所有者不明のものについては適宜廃棄する。

D) 11 月祭終了後に返却日を設け、預かり時に提示された身分証によって本人確認ができれば返却を行なう。本人確認が取れなかった場合、返却は行なわない。

E) 返却日を過ぎても残っている酒類についてはすべて廃棄する。

6. 注釈

A) 違反行為の認定

違反事実の認定は 11 月祭本部スタッフが行なう。11 月祭本部スタッフは写真を撮影する

(別紙 1)

など証拠の保全を行なうことができる。

また、救護本部にアルコール検知器を導入し、酒類かどうかの判別を行なう場合がある。

B) 手続規定

違反行為が認定されれば、11 月祭本部スタッフが即座に罰則適用の手続きを取る。

違反情報については 11 月祭本部スタッフが PENGUIN などを用いて記録し、その記録に基づいて次年度出展権の停止などの措置をとる。

企画の停止や企画参加者の次年度出展権の停止、保証金没収などの措置を行なう場合には、その措置を実行するとともに当該企画の企画責任者に対してその旨を通知し、説明を行なう。異議申し立てなどは説明の場で受け付け、それが妥当なものである場合に限り当該措置の解除も検討する。説明の場に現れなかった場合などは異議申し立ての権利を放棄したものとみなし、それ以後は措置の解除には一切応じない。個人に対して次年度企画出展権停止の措置を行う場合もこれに準じた対応を取る。